

公益財団法人横須賀市健康福祉財団 よこすか訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 公益財団法人横須賀市健康福祉財団が開設する、よこすか訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を行うために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者、病気やけがにより在宅療養を必要とする者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、指定訪問看護等の実施に当たっては、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）の指示のもと、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの適切な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 よこすか訪問看護ステーション
- (2) 所 在 地 横須賀市三春町2丁目12番地（三春コミュニティセンター内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は別表第1のとおりとする。

(営業日及び営業時間、24時間対応体制・緊急時訪問看護体制)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営 業 時 間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 24時間対応体制・緊急時訪問看護体制
利用者又はその家族等から電話等に常時対応でき、緊急訪問看護を必要に応じて行える体制とする。

(指定訪問看護等の提供方法)

第6条 指定訪問看護等を提供するに当たっては、主治医との適切な連携を図るとともに、保健サービス及び福祉サービスを提供する担当者との連携を図るものとする。

2 利用者又はその家族は、訪問看護申込書（第1号様式）に主治医の発行する訪問看護指示書（以下「指示書」という。）を添えて、事業所に申し込むものとする。

(指定訪問看護等の内容)

第7条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険は介護保険法の法定利用料に基づく「介護保険負担割合証」の負担割合による額（別表第2及び別表第3）とし、医療保険は各種健康保険の負担割合による額（別表第4及び別表第5）とする。

2 その他の指定訪問看護等利用料の額は、別表第6のとおりとする。

3 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意を受けることとする。

(事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、横須賀市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時に応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

3 事故発生の際は、直ちに家族及び居宅介護支援事業者、並びに保険者（市）に連絡するとともに、必要な措置を講じることとする。

4 サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償するものとする。

(苦情・ハラスメント解決)

第11条 事業所は、提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、苦情・ハラスメントを受け付けるための窓口を設置し、又は、ハラスメントの改善に向けた対策は、ハラスメント対策委員会で検討し、必要な改善を行うものとする。

2 前項の苦情・ハラスメントを受けた場合には当該苦情・ハラスメントの内容を記録しておくものとする。

3 提供したサービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）の定めるところにより、利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに関して横須賀市（以下「市」という。）が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第3項第三号の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待の防止に関する責任者を選定及び設置すること。

（2）成年後見制度の利用を支援すること。

（3）事業所において、看護師等に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（4）利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会（虐待防止検討委員会）を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。

（5）虐待防止のための指針を整備すること。

2 事業所は、サービス提供中に、看護師等又は養護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（感染症対策に関する事項）

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会 虐待防止検討委員会と一体的に運営する）を定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ること。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修（第12条から前条までに規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等、感染症対策及び業務継続計画の内容を含む。）の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、文書により示すこととする

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所の設備及び備品等についての衛生的な管理に努め、従業者の健康管理等にも必要な措置を講じることとする。

6 この規程は、事業所内の見やすい場所に常に掲示することとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益財団法人横須賀市健康福祉財団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

第5条第4項の規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

第5条第3項及び第8条第4項の規定は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

第4条及び第8条第2項の規定は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

第3条の規定は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

第11条第1項第2号の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

第11条及び第12条の規定は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

第3条、第4条、第5条及び第6条第2項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

第8条第1項及び第2項別表の規定は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1、第10条第3項及び第4項並びに第12条第4項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、平成31年2月9日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1、第8条第1項別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5並びに第11条から第15条までの規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

第8条第1項別表第5の規定は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1、第11条、第13条及び第15条第4項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1、第8条第1項別表第2、別表第3及び第8条第2項別表第6の規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1、第8条第1項別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

第12条の規定は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和7年3月1日から施行する。

附 則

第4条別表第1の規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条）

〔令和7年4月1日現在〕

- 1 管理者 看護師 1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の実施状況を把握し、訪問看護事業の運営管理を統括して行う。

- 2 訪問看護係長 看護師 2名（常勤職員）
訪問看護係長は、指定訪問看護等の利用者の申し込みに係る調整及び訪問看護事業等に係るコーディネートを行い、必要に応じて 訪問看護を行う。

- 3 看護師 看護師 10名（常勤職員9名・非常勤職員1名）
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等の提供に当たる。

- 4 事務職員 2名（常勤職員1名・非常勤職員1名）
必要な事務を行う。

【 訪問看護 料金表 】

介護保険		契約 同意欄	サービス内容略称	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
訪問 看護 費	20分未満		訪問看護 I 1	314	341円	681円	1,021円
	30分未満		訪問看護 I 2	471	511円	1,021円	1,532円
	30分以上60分未満		訪問看護 I 3	823	893円	1,785円	2,677円
	60分以上90分未満		訪問看護 I 4	1,128	1,223円	2,446円	3,669円
※早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増。深夜(午後10時～翌午前6時)は50%増。 但し、緊急訪問の場合は1月以内の2回目以降加算される。							
加 算 (状 態 に よ り 上 記 の 基 本 部 分 に 右 記 の 料 金 が 加 算 さ れ ま す)	緊急時訪問看護加算 (I)		利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあって、かつ、計画的でない緊急訪問を必要に応じて行う場合(1月につき)	600	651円	1,301円	1,952円
	特別管理加算 (I)		特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	500	542円	1,084円	1,626円
	特別管理加算 (II)			250	271円	542円	813円
	ターミナルケア加算 (介護予防以外 適応時)		利用者の死亡日14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	2,500	2,710円	5,420円	8,130円
	長時間訪問看護加算 (特別管理加算の対象者に限る)		特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	300	326円	651円	976円
	複数名訪問加算 (30分未満)		同時に複数の看護師が一人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	254	276円	551円	826円
	" " (30分以上)		" 30分以上の場合(1回につき)	402	436円	872円	1,308円
	サービス提供体制強化加算 (I)		当該加算の体制、人材要件を満たす場合(1回につき)	6	7円	13円	20円
	初回加算 (I)		新規の利用者へ訪問看護計画を作成しサービス提供した場合(退院当日)	350	380円	759円	1,139円
	初回加算 (II)		新規の利用者へ訪問看護計画を作成しサービス提供した場合(退院日の翌日以降)	300	326円	651円	976円
	退院時共同指導加算		退院又は、退所につき1回(特別な管理を要する者の場合2回)に限り	600	651円	1,301円	1,952円
	看護・介護職員連携強化加算 (介護予防以外)		当該加算の支援を行った場合(1月に1回限り)	250	271円	542円	813円
	看護体制強化加算 (I)		当該加算の体制を満たす場合(1月につき)	550	597円	1,193円	1,789円
	看護体制強化加算 (II)			200	217円	434円	651円

地域別の1単位の単価
横須賀市(4級地):10.84円

【 介護予防訪問看護 料金表 】

令和6年6月1日改定

介護保険		契約 同意欄	サービス内容略称	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
訪問 看護 費	20分未満		予防訪問看護 I 1	303	329円	657円	986円
	30分未満		予防訪問看護 I 2	451	489円	978円	1,467円
	30分以上60分未満		予防訪問看護 I 3	794	861円	1,722円	2,582円
	60分以上90分未満		予防訪問看護 I 4	1,090	1,182円	2,363円	3,545円
※早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増。深夜(午後10時～翌午前6時)は50%増。 但し、緊急訪問の場合は1月以内の2回目以降加算される。							
加 算 (状 態 に よ り 上 記 の 基 本 部 分 に 右 記 の 料 金 が 加 算 さ れ ま す)	緊急時訪問看護加算 (I)		利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあって、かつ、計画的でない緊急訪問を必要に応じて行う場合(1月につき)	600	651円	1,301円	1,952円
	特別管理加算 (I)		特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	500	542円	1,084円	1,626円
	特別管理加算 (II)			250	271円	542円	813円
	長時間訪問看護加算 (特別管理加算の対象者に限る)		特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	300	326円	651円	976円
	複数名訪問加算 (30分未満)		同時に複数の看護師が一人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	254	276円	551円	826円
	" " (30分以上)		" 30分以上の場合(1回につき)	402	436円	872円	1,308円
	サービス提供体制強化加算 (I)		当該加算の体制、人材要件を満たす場合(1回につき)	6	7円	13円	20円
	初回加算 (I)		新規の利用者へ訪問看護計画を作成しサービス提供した場合(退院当日)	350	380円	759円	1,139円
	初回加算 (II)		新規の利用者へ訪問看護計画を作成しサービス提供した場合(退院日の翌日以降)	300	326円	651円	976円
	退院時共同指導加算		退院又は、退所につき1回(特別な管理を要する者の場合2回)に限り	600	651円	1,301円	1,952円

地域別の1単位の単価
横須賀市(4級地): 10.84円

【医療保険 料金表】

*公費負担医療制度については、別途ご相談ください。

(令和6年6月1日改定)

医療保険			料金	基本利用料(利用者負担金)		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費	基本療養費Ⅰ	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	基本療養費Ⅱ 同一建物居住者 (同一日2人)	週3日目まで	基本療養費(Ⅰ)と同料金			
		週4日目以降	基本療養費(Ⅰ)と同料金			
	基本療養費Ⅱ 同一建物居住者 (同一日3人以上)	週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円
		週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
基本療養費Ⅲ	入院中の外泊日	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
訪問看護管理療養費・加算(適応時算定)	機能強化型訪問看護管理療養費 1 (1日目)		13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
	2日目以降 (1日につき)		3,000円	300円	600円	900円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		780円	78円	156円	234円
	24時間対応体制加算 (1月につき)		6,800円	680円	1,360円	2,040円
	特別管理加算 (1月につき)		2,500円	250円	500円	750円
			5,000円	500円	1,000円	1,500円
	夜間・早朝訪問看護加算 早朝(午前6時~午前8時)夜間(午後6時~午後10時)		2,100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算 深夜(午後10時~翌6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
	難病等複数回 訪問看護加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	乳幼児加算(1日につき)	0歳~6歳未満	1,300円	130円	260円	390円
		超重症児又は準超重症児 別表7または8に該当する児	1,800円	180円	360円	540円
	緊急訪問看護加算 (医師の指示の下、緊急訪問1日につき)		2,650円	265円	530円	795円
	複数名訪問看護加算	看護師(週1回)	4,500円	450円	900円	1,350円
		看護補助者(週3回) (回数算定要件あり)	3,000円	300円	600円	900円
	長時間訪問看護加算 (90分以上) (算定要件あり)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
	退院時共同指導加算 (適応時)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算 (適応時)		2,000円	200円	400円	600円
	退院支援指導加算	通常	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		長時間 (算定要件あり)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算(適応時/月1回迄)		3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (適応時/月2回迄)		2,000円	200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算 (月1回)		2,500円	250円	500円	750円	
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円	
情報提供療養費 1 (月1回)	市町村・都道府県 指定相談支援事業者	1,500円	150円	300円	450円	
" 2 (月1回)	通園通学先教育施設	1,500円	150円	300円	450円	
" 3 (月1回)	保険医療機関等	1,500円	150円	300円	450円	
ターミナルケア療養費 (適応時)		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	

【医療保険(精神科)料金表】 *公費負担医療制度については、別途ご相談ください。(令和6年6月1日改定)

医療保険(精神科)			料金	基本利用料(利用者負担金)		
				1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費	精神科基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	精神科基本療養費(Ⅲ) 同一建物居住者 (同一日2人)	週3日目まで	精神科基本療養費(Ⅰ)と同料金			
		週4日目以降	精神科基本療養費(Ⅰ)と同料金			
	精神科基本療養費(Ⅲ) 同一建物居住者 (同一日3人以上)	週3日目まで30分未満	2,130円	213円	426円	639円
		30分以上	2,780円	278円	556円	834円
		週4日目以降30分未満	2,550円	255円	510円	765円
		30分以上	3,280円	328円	656円	984円
精神科基本療養費(Ⅳ)	入院中の外泊日	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
訪問看護管理療養費・加算(適応時算定)	機能強化型訪問看護管理療養費 1 (1日目)		13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
	2日目以降 (1日につき)		3,000円	300円	600円	900円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		780円	78円	156円	234円
	24時間対応体制加算 (1月につき)		6,800円	680円	1,360円	2,040円
	特別管理加算 (1月につき)		2,500円	250円	500円	円
			5,000円	500円	1,000円	1,500円
	夜間・早朝訪問看護加算 早朝(午前6時~午前8時)夜間(午後6時~午後10時)		2,100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算 深夜(午後10時~翌6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
	精神科複数回 訪問看護加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	精神科緊急訪問看護加算 (医師の指示の下、緊急訪問1日につき)		2,650円	265円	530円	795円
	複数名精神科 訪問看護加算	看護師(週1回)	4,500円	450円	900円	1,350円
		看護補助者(週3回) (回数算定要件あり)	3,000円	300円	600円	900円
	長時間精神科訪問看護加算(90分以上) (算定要件あり)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
	精神科重症患者支援管理連携加算 イ(月1回)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
	精神科重症患者支援管理連携加算 オ(月1回)		5,800円	580円	1,160円	1,740円
	退院時共同指導加算 (適応時)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算 (適応時)		2,000円	200円	400円	600円
	退院支援指導加算	通常	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		長時間 (算定要件あり)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	在宅患者連携指導加算(適応時/月1回迄)		3,000円	300円	600円	900円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (適応時/月2回迄)		2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算 (月1回)		2,500円	250円	500円	750円	
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円	
情報提供療養費 1 (月1回)	市町村・都道府県 指定相談支援事業者	1,500円	150円	300円	450円	
" 2 (月1回)	通園通学先教育施設	1,500円	150円	300円	450円	
" 3 (月1回)	保険医療機関等	1,500円	150円	300円	450円	
ターミナルケア療養費 (適応時)		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	

別表第6（第8条第2項）

その他の利用料の額

【介護保険】

項 目	単 位	区 分	料 金
エンゼルケア料金 ※1 （死後の処置料金）			15,000円
計画に位置づけのない突発的なサービス提供	終日30分毎		2,000円
キャンセル料	当日9時まで		1,000円
	連絡なく看護師が訪問した場合		2,000円

【医療保険】

項 目	単 位	区 分	料 金
交通費	1回		400円
エンゼルケア料金 ※1 （死後の処置料金）			15,000円
キャンセル料	当日9時まで		1,000円
	連絡なく看護師が訪問した場合		2,000円
長時間料金 ※2 （90分を超過した場合）	30分毎		2,000円
営業日外料金 （土・日・祝祭日・年末年始）	1回		4,000円
保険適応外料金	60分以内	8:00～18:00	5,000円
		6:00～8:00 18:00～22:00	6,000円
		22:00～6:00	7,000円
		60分以降30分毎	上記に 2,000円加算
医療材料等			実 費

※1：エンゼルケア料金算定には、処置にかかる材料費、交通費を含む

※2：医療保険請求にて長時間訪問看護加算が算定できない場合に徴収

訪 問 看 護 申 込 書

令和 年 月 日

よこすか訪問看護ステーション 御中

居宅
ケアマネージャー
(利用者との続柄)

申込者
氏 名 _____

No.										
ふりがな		(男 ・ 女)								
利用者氏名		電話番号()								
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日生	()歳								
住 所	横須賀市 町 丁目	番地 番号								
訪問希望回数	月	回								
緊急時 連絡先	住所 続柄 電話番号 氏名 () (-)									
看護情報提供	居住地の市町村への看護情報提供 (<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない)									
24時間対応体制	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない									
緊急時訪問看護体制	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない									
保 険 の 種 類 (該当に○印)	1 国民健康保険 2 国民健康保険以外の保険 3生活保護 (<input type="checkbox"/> 本人 ・ <input type="checkbox"/> 家族)									
国民健康保険・健康 保険被保険者証	保 険 者 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>								
被保険者の記号・番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>									
後期高齢者医療 被保険者証	保 険 者 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">3</td> <td style="width: 12.5%;">9</td> <td style="width: 12.5%;">1</td> <td style="width: 12.5%;">4</td> <td style="width: 12.5%;">2</td> <td style="width: 12.5%;">0</td> <td style="width: 12.5%;">1</td> <td style="width: 12.5%;">3</td> </tr> </table>	3	9	1	4	2	0	1	3
	3	9	1	4	2	0	1	3		
被 保 険 者 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>									
公費負担医療 受給者証	公費負担者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>								
公費負担医療の受給者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>									
介 護 保 険	被保険者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>								
	介 護 度	要支援 1 2 3 4 5 認定日 . .								
有効期間	年 月 日～ 年 月 日									

1 2 3